

事業の背景・目的

令和5年1月に特定第二種国内希少野生動植物種に指定されたゲンゴロウは、国内に広く分布するが、全国的に減少が著しく、本種の西日本個体群の保全は急務の課題である。兵庫県のゲンゴロウとタガメが生息する場所を保全し、タガメはやや増えたものの、ゲンゴロウは絶滅寸前にまで陥っている。本個体群を保全するためには、“溜池と湿地”をセットとする環境の整備が必要である。本事業では、①2種の生息状況の調査、新規保全地の選定、②生息の脅威となるザリガニの駆除・除草作業、③新規保全地における湿地造成／モニタリングを行う。これらの事業を通じて、絶滅寸前のゲンゴロウとタガメの個体数の回復を図る。

事業の内容

事業① 各水域でのゲンゴロウとタガメの個体数調査

・ゲンゴロウの新成虫を11個体（前年度は1個体）、30個体のタガメ（前年度は14個体）を9～11月に確認できた。新規造成湿地の効果も徐々に現れ始めた。



事業② 現保全地のザリガニ駆除作業（トラップの確認）と除草作業

・ザリガニを114匹駆除した。ほとんどの水域で水を抜いているため、ザリガニの目立った増殖は確認できていない。除草作業も実施。



事業③ 新規湿地の造成・拡大

・新規湿地でゲンゴロウ2個体とタガメを12個体を確認できた。さらに、湿地の拡張工事を行った。



得られた成果

- ・前年度に造成した新規保全地の第一湿地では、ゲンゴロウ標識個体が2個体、現保全地から自力で移動していることを確認した。第一湿地でタガメの繁殖（幼虫）を確認したが、ゲンゴロウの幼虫は確認されなかった。ただし、2024年11月にゲンゴロウの未標識個体が2個体（オス、メス1個体ずつ）、確認されたため、次年度に新規保全地内での繁殖を期待したい。
- ・現保全地では前年度の域外保全個体の導入により、ゲンゴロウの新規標識個体が1個体から、今年度は9個体に増加した。タガメについても、現保全地で18、新規保全地で12個体に標識を付けた。前年度は現保全地のみで14個体だったことを考えると、新規保全地の第一湿地造成によりタガメの増加に貢献したと考えられる。令和6年12月に新規湿地（第二湿地、760m²）を造成したので、令和7年度に更なる個体数の回復に期待したい。
- ・ザリガニ駆除数は114個体と過去最低となったことから、繁殖個体が激減したと考えられる。

